第十二・四条　手続事項
第十二・五条　透明性
第十二・六条　知的財産の保護についての啓発の促進
第十二・七条　特許
第十二・八条　意匠
第十二・九条　商標
第十二・十条　著作権及び関連する権利
第十二・十一条　地理的表示
第十二・十二条　不正競争
第十二・十三条　開示されていない情報の保護
第十二・十四条　国境措置に係る権利行使
第十二・十五条　民事上の救済に係る権利行使
第十二・十六条　刑事上の制裁に係る権利行使
第十二・十七条　デジタル環境における権利行使
第十二・十八条　知的財産に関する小委員会
第十二・十九条　安全保障のための例外
第十三章　政府調達
第十三・一条　調達に関する原則
第十三・二条　情報の交換
第十三・三条　追加的な交渉
第十三・四条　無差別待遇に関する交渉
第十三・五条　政府調達に関する小委員会
第十四章　ビジネス環境の整備
第十四・一条　基本原則
第十四・二条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第十四・三条　連絡事務所
第十四・四条　第十六章の規定の不適用
第十五章　協力
第十五・一条　基本原則
第十五・二条　協力の範囲及び形態
第十五・三条　協力の費用
第十五・四条　協力に関する小委員会
第十五・五条　次章の規定の不適用
第十六章　紛争解決
第十六・一条　適用範囲
第十六・二条　一般原則
第十六・三条　紛争解決の場の選択
第十六・四条　協議
第十六・五条　あっせん、調停又は仲介
第十六・六条　仲裁裁判所の設置
第十六・七条　仲裁裁判所の構成
第十六・八条　仲裁裁判所の任務
第十六・九条　仲裁裁判手続
第十六・十条　仲裁裁判手続の終了
第十六・十一条　裁定の実施
第十六・十二条　期間の変更
第十六・十三条　費用
第十六・十四条　言語
第十七章　最終規定
第十七・一条　目次及び見出し
第十七・二条　附属書及び注釈
第十七・三条　改正
第十七・四条　効力発生
第十七・五条　終了
第十七・六条　正文
附属書一（第二章関係）　第二・四条の規定に関する表
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
附属書四（第七章関係）　金融サービス
附属書五（第七章関係）　電気通信サービス
附属書六（第七章関係）　特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表
附属書七（第八章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書八（第十章関係）　第十・八条1に規定する措置に関する留保
附属書九（第十章関係）　第十・八条3に規定する措置に関する留保
附属書十（第十章関係）　収用

前文

日本国及びモンゴル国は、

貿易及び投資の増大並びに両締約国間の互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の課題及び機会を両締約国に提示していることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

経済発展の水準における両締約国間の相違を理解し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することを希望し、

さらに、両締約国の経済の競争力及び供給の能力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保し、並びに両締約国の経済効率の向上及び経済成長に貢献することを希望し、

両締約国間の通商上及び経済上の関係を一層強化するための民間部門の重要な役割に留意し、並びにこの協定がそのような民間部門のための新たな貿易及び投資の機会を創出することを信じ、

この協定の実施が、人材養成を通じて新たな、かつ、より良い雇用の機会を創出することに貢献し、両締約国の国民の生活水準（消費者の福祉を含む。）を向上させることを信じ、

この協定が、両締約国間の既存の政治的及び経済的なきずなの強化に貢献するのみならず、日本国とモンゴル国との間の「戦略的パートナーシップ」の構築における重要な段階の一つとなるとの見解を再確認し、

千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。